

確認してください！

軽自動車の 変更廃車登録

問 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

町で課税する軽自動車税は、4月1日に所有している人に課税されます。手続きが4月1日を過ぎてしまうと、1年分の税金を支払うことになります。また、廃車したつもりで税金を納めないまま滞納になると、差し押さえなどの処分を行います。手続きは確実に行ってください。

手続きが必要なとき

- ・ 知人、解体処理業者などに解体を依頼したとき
- ・ 人に譲渡したとき
- ・ 所有者が死亡したとき
- ・ 盗難にあったとき
- ・ 町外に引っ越しをしたとき

通常、軽自動車などを販売店で売買した場合、販売店が皆さまの代理人として手続きを行います。しかし、個人間で売買、譲渡を行った場合は、各自で手続きを行わなければなりません。廃車の手

続きを委託で行う場合、トラブルを発生させないためにも、「抹消登録証明書」の写しをもらうなど確実に手続きが行われたか確認しましょう。

各種申請手続き先

自動車やバイクの手続きは車種によって取り扱う場所が違います。手続き内容によって必要書類などもそれぞれ違うので、手続きをする時はまず各機関へお問い合わせください。

車種	申告手続き先
軽自動車（四輪など）	《軽自動車検査協会千葉事務所》 住所：千葉市美浜区新港223-8 電話：050-3816-3114
普通車（成田・千葉ナンバー） 二輪軽自動車 （125cc超250cc以下のオートバイ） 二輪小型自動車（250cc超のオートバイ）	《関東運輸局千葉運輸支局》 住所：千葉市美浜区新港198 電話：050-5540-2022
原動機付自転車（125cc以下のオートバイ） 小型特殊自動車（トラクタ等） ミニカー（50cc以下）	《芝山町町民税務課 課税係・収税係》 住所：芝山町小池992 電話：77-3915

【注意】

壊れた軽自動車でも、廃車の申請を行うまで課税されます。また、軽自動車の名義変更がされていないと、税金を滞納した場合納税義務者が差し押さえの対象となります。

しばっこくん
オリジナル
ナンバープレート
交付中！

問 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

■対象車種

- ・ 第一種原動機付自転車
50cc以下（白色）
- ・ 第二種原動機付自転車
乙 90cc以下（黄色）
甲 125cc以下（桃色）

■費用

新規、交換ともに無償
※ナンバーの選択はできません。
※新規登録の場合、通常のナンバーまたはオリジナルナンバーのどちらかを選択できます。
※現在登録中のナンバープレートからの交換も受け付けます。

■手続きに必要なもの

新規の場合

- ① 販売証明書または譲渡証明書
- ② 印鑑（認め印）
- ③ 身分証明書（免許証可）
- ④ 廃車証明書（譲渡、転入の場合）

交換の場合

- ① 現在登録中のナンバープレート
- ② 印鑑（認め印）
- ③ 身分証明書（免許証可）
- ④ 標識交付証明書

地方税法の一部改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が変更されます。

■原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車

取得した日付に関わらず、一律で以下の新税率が適用されます。

原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車（125cc超250cc以下）		3,600円
2輪の小型自動車（250cc超）		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
雪上車等		3,600円

■三輪と四輪以上の軽自動車

平成27年4月1日以後に取得された新車は、新税率で課税されます。なお、平成27年3月31日以前に取得された車両は、従来の税率で課税されます。

また、平成28年度から初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気自動車等は除く）は、グリーン化（環境への負荷低減に資するための施策）を進める観点から重課税率が適用されます。

車種区分			現行税率	新税率 (平成27年4月1日以後取得の新車)	重課税率 (初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両)
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
軽自動車4輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

■軽四輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について（平成28年度のみ）

三輪と四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものはグリーン化特例（軽課）が適用されます。

<適用条件>

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪および四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成28年度）分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）を適用します。

- ①電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
 - ②乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
 - ③乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※②、③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

車種区分			①	②	③
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車4輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円